

# 波多野氏の丹波国支配をめぐって

——天文・永祿年間を中心に——

## 渡 邊 大 門

### 一 はじめに

丹波国波多野氏といえ、波多野秀治ら三兄弟が天正七年（一五七九）に織田信長との対決で敗れたことで有名である。しかし、波多野氏が滅亡に至る過程には多くの逸話・伝承があり、未だ謎のベールに包まれている。関連する一次史料があまりに乏しいことが原因である。近年では、兵庫県篠山市にある波多野氏の居城八上城の保存活動でも注目をされており、文化財政のあり方に一石を投じた<sup>①</sup>。

こうした中で刊行されたのが、八上城研究会の編による『戦国・織豊期城郭論―丹波国八上城遺跡群に関する総合研究―』である<sup>②</sup>。同書には八上城の保存活動の歩みから、城郭論に至るまで詳細な論文・解説が収録されているが、中でも注目すべきは波多野氏の関係史料集がまとめられていることである。波多野氏が勢力基盤とした丹波国は、兵庫県と京都府にまたがっており、これまで史料収集に難があつた。その点を克服したという点で、今後の波多野氏研究に資するところが大きいといえるであろう。

それでも全体的に波多野氏の関係史料は乏しく、先行研究もそう多くはない。加えて系譜にも不明な点が多く、課題も数多いといえる。こうした研究上の制約がありながらも、波多野氏の研究はいくつか発表されている。それ

らをまず整理しておきたいと思う。

波多野氏研究の嚆矢は、藤井善布による八上城と波多野氏に関する研究である。<sup>(3)</sup>しかし、当時は史料収集が困難であつたためか、必ずしも十分なものとはいえない。その後、波多野氏の勢力拡大過程を検討した芦田岩男の研究、波多野氏関係史料を精査した福島克彦の研究が公表されており、本稿もその研究によるところが大きい。<sup>(4)</sup>芦田・福島の研究は一次史料に基づいた分析を行っており、波多野氏研究の基礎的な研究として重要な位置を占めるものである。

註(2)著作の刊行以後は、波多野氏の総論的な森田恭二の研究、波多野氏の勃興過程や上村莊との関係を論じた中村由美の研究<sup>(6)</sup>、波多野氏被官人榎井氏を検討した中西裕樹の研究<sup>(7)</sup>が発表された。特に、森田・中村の研究によつて、波多野氏の事績がかなり明確になつたといえるであろう。なお、波多野氏に関しては、岡光夫、今谷明、高橋成計、細見末雄、湯山学によつても触れられている。<sup>(8)</sup>いずれの研究も有益なものであるが、波多野氏の権力構造に論じたものは乏しいように思う。

その点で、近年、細川氏について精力的に研究を行っている古野貢は、細川京兆家の分国である丹波国の検討を行い、波多野氏に関して次のように指摘している。<sup>(9)</sup>

細川氏奉行人を務めていた波多野氏は、奉行人として京都で活動するのではなく、八上の地に居を据え、在地での活動を選んだ。細川京兆家の内訌により混乱した分国支配に乗じ、守護権に連なつて遵行を行いつつも、自ら判物を発給しうる地域権力化を目指したのである。

この指摘に続けて、天文十八年(一五四九)の江口の合戦による細川晴元没落後、將軍・守護の権威や室町幕府―守護体制に拠らない三好長慶の権力が確立したと述べている。丹波国内における波多野氏の地域権力化については、同論文の後半部分で詳述されており、有益な指摘が多々なされている。特に、「(波多野氏が)判物発給を実現

する自立性を実現しながらも、なお細川氏守護権に属して地域支配を行う」という指摘は、誠に示唆に富んでいる。この点に関しては、波多野氏の分析とともに、本稿の最後に検討を行うこととしたい。

そこで、本稿では波多野氏の発給・受給文書に着目し、その権力構造を分析することに主眼を置きたいと考える次第である。その中でとりわけ着目するのは、波多野氏の郡代家というべき庶流の活動や所領構成に関わる史料が実に豊富なことである。この点を中心に据え、検討を進めることにしたい。また、波多野氏の系譜に関しても、若干触れることとする。

## 二 波多野秀忠期の丹波国支配

先述のとおり、波多野氏の系譜はよく分かっていないが、おおむね文明く永正年間に活動した清秀、永正く享禄年間に活動した元清、その後継者と考えられる秀忠（天文期に活動）、さらに元秀（天文・永禄期に活動）の順に登場する。そして、波多野氏の一族と考えられる秀親（後述する郡代家）が秀忠・元秀のもとで協力して支配体制を築いていた。本稿で取り上げるのは、主に秀忠・元秀の二代―天文・永禄年間を中心に―についてである。最初に、秀忠期を取り上げることとしたい。

当該期の畿内政治は極めて不安定であり、波多野氏は一時期を除いて、細川晴元に従って軍事行動を展開していた。その活動範囲も丹波国に止まらず、細川氏のもとで山城国や摂津国へと及んでいる。しかし、本稿では煩雑になるので、適宜政治過程に触れながら、丹波国を中心にして論を進めることとしたい。まず、秀忠の発給文書としては、次のものがある。

今度此方被仰合御忠節候由、太田村之内松井公文分可進之候、相違有間敷候、恐々謹言、

天文式

波多野孫四郎

正月十一日

大西弥四郎殿

進之候<sup>⑩</sup>

秀忠（花押）

この史料は、大西弥四郎が忠節を尽くしたことに對して、秀忠が太田村の内松井公文分を給与したものである。太田村は、現在の亀岡市蕪田野町太田を示すものと考えられる。ところで、年次を欠いているが、前後する時期と考えられる秀忠の判物によつて、大西弥四郎に新給として「勝林嶋之内壹分」が給与されている。<sup>⑪</sup> 註(11)史料の「勝林嶋之内一分」は、大西氏の「本知」であつた。大西氏は丹波国の在地領主と考えられるが、何らかの理由によつて、勝林嶋の知行権を失つていたのであろう。ちなみに勝林嶋は、太田村の東側の亀岡市河原林町勝林島を示す。この一連の流れを見る限り、秀忠はこの領域において知行地を付与しうる領主であつたといえる。そして、大西氏は波多野氏から軍事動員される存在でもあつたのである。

むろん、秀忠が単独で支配を行っているわけではなく、当然ながら配下の者が存在した。その一人が波多野秀長である。天文二年（一五三三）に比定される秀長の書状は、小畠七郎の帰參を許したものであるが、同時に「御下知并備前守折紙」を望まれたとおりの準備したことを記している。<sup>⑫</sup> 史料中の「備前守」とは、秀忠の官途であることから、秀長は秀忠の配下にあつたことが明らかである。ただ残念なことに、秀忠と秀長との間に血縁関係（親子・兄弟）があつたかは不明である。少なくとも同族であることは、疑いなくところであろう。以上の点から、秀長は単なる秀忠の一被官人でなく、重臣層の地位にあつたことが確かである。その点を確認するため、秀長の発給文書を次に掲出することとしたい。

当所公文分之事、長尾藏助方へ被申合候、年貢・諸公事可納所候、恐々謹言、

波多野与三左衛門尉

二月十九日

秀長（花押）

大田村

名主百姓中<sup>⑬</sup>

史料中の長尾氏に関しては不明であるが、南丹市や亀岡市に「長尾」地名があることから、その地を本拠とした在地領主であったと考えられる。この史料は、秀長が大田村公文分を長尾蔵助に与え、年貢・諸公事を同人に納所するよう、大田村名主百姓に伝えたものである。先述のとおり大田村の松井公文分は、秀忠によって大西弥四郎に与えられている。実は同じ日付の秀長の判物によって、大西弥四郎が知行していた勝林嶋に關しても、長尾蔵助に年貢・諸公事を納所するよう、勝林嶋名主百姓中に伝えている。年次不詳なのが惜しまれるが、大西氏の跡に長尾氏が同地を与えられた可能性が高いといえる。

この頃、秀長は秀忠とともに細川晴国に従い、天文二年（一五三三）以降は晴元と対立していた。年未詳ながら十月二十一日には穴太（亀岡市）で合戦が行われ、長尾蔵助は晴国から感状を与えられた<sup>⑭</sup>。その感状によると、長尾氏は秀長に属して戦ったことが記されている。そして、こちらも年未詳であるが、八月十一日に秀長は穴太合戦での長尾氏の働き振りを晴国に披露し、感状がなされた由を蔵助に伝えている。一連の流れを見る限り、感状を与える主体が晴国であり、秀長でないことがわかる。しかし、一方では知行地を与える主体は、秀長であることが分かっている。秀長は秀忠の重臣層に位置するとは言え、在地領主に軍事動員をかける存在であったことを確認できるのである。

もう一人の重要人物は、荒木清長である。次に、史料を掲出することとしたい。

山内儀、急度罷越可申付覚悟候処、懇望子細候条、先令遠慮候、雖為何時、对其方、於相構敵心者、可加成敗候間、可為御心安候、尚様躰荒木山城守<sup>⑮</sup>可申候、恐々謹言、

五月六日

備前守

(波多野)  
秀忠(花押)

片山甚三郎殿

出野弥次郎殿

足立右馬允殿

御宿所<sup>(16)</sup>

冒頭の山内とは、現在の京丹波町に所在した山内荘のことである。この書状では、秀忠が山内に参上するよう申し付けたが、懇望されるところがあつて出向かなかつたようである。その間の事情については、詳らかにしない。そして、足立氏ら三人に敵心を構える者があれば、成敗を加えるので安心するようにと記し、詳しくは荒木清長が述べると結んでいる。片山氏以下三人は、丹波国の在地領主である。<sup>(17)</sup>史料中の荒木清長は秀忠の奏者であり、有力な被官人であつたことは疑いないところである。その証左として、清長は秀忠の内書に加え、副状を発給している。その史料が次のものである。

委細段者、重<sup>(成)</sup>而右馬尉<sup>(足立右馬允)</sup>へ使者進申候、此外不申、

山内事、可有御誠敗分相定候処、以連判懇望候間、先日<sup>(下カ)</sup>被閣為御披見彼案文進之候、然者<sup>(波多野秀忠)</sup>自備前如此以折紙被申<sup>(下カ)</sup>候、御心得候而、雖為何時、对其方<sup>(下カ)</sup>於被成敵者、無為段、不可有同心由候、堅固被申合候、恐々謹言、

荒木山城守

五月七日

清長 書印

片山甚三郎殿<sup>(甚三郎)</sup>

出野孫次郎殿<sup>(孫次郎)</sup>

足立右馬尉殿<sup>(右馬允)</sup>

御宿所<sup>(8)</sup>

この史料は、註(16)の波多野秀忠が発給した内書の副状である。史料中にあるように、清長は片山氏ら三名の連判状の案文を秀忠に披見し、その上で秀忠の内書を彼らに下しているのである。このような関係を見る限り、清長は秀忠配下の有力な被官人であったことを改めて確認できる。それは後述するとおり、清長が郡代といふべき存在であったと考えてよいであろう。この場合の郡代は、いわゆる純然たる守護支配機構内における厳密な意味での郡代を示すものではない。あくまで、波多野氏内部において、単に郡の統治者という意味で用いられていると考えてよい。ただ荒木清長の家系や動向については、不明な点が多い。この史料では「山城守」という官途が記されているが、天文十年(一五四一)段階で「新兵衛尉」と名乗っていたことがわかる。<sup>(9)</sup>そのような事実を見る限り、この史料は少なくとも天文十年(一五四一)以降のものである可能性が高い。

丹波国内における秀忠と秀長との関係については、他にもいくつかの史料で確認できるところである。同時に室町幕府の御料所として、丹波国に桐野河内(南丹市園部町)と美濃部保(亀岡市)があり、波多野秀忠と荒木清長が関わっている。<sup>(20)</sup>以下、その点について述べることにしたい。

註(19)史料において、茨木長隆は波多野秀忠に対し、桐野河内・美濃田保が守護使不入の地であるので、新儀を企てる動きを止めようとしている。新儀の内容とは、「号牛別」して荒木清長が譴責使を派遣するというものであった。「牛別」とは、牛一頭当たりには何らかの税を賦課したものであろう。譴責使とは、清長の郡支配機構を形成する職責を担う役職名であると考えられる。この問題はしばらく尾を引いたようで、細川晴元によって混乱を停止するよう、秀忠に要請がなされている。<sup>(21)</sup>この動きを見る限り、波多野氏と荒木氏は室町幕府の御料所を侵し、徐々に自らの経済基盤となす動きを見せていたことがわかる。

同時に、御料所である桐野河内など御料所の年貢徴収は、波多野氏の助力を得なければ達成できないものであった。その証左として、天文十一年（一五四二）以降に推定される、蜷川親俊の書状をあげることができる。<sup>(22)</sup> 親俊は御料所公文の高屋忠清に対し、年貢の未進分（米二五石、錢二五貫文）のことを厳しく問い質している。しかし、波多野秀忠の口入もあって、地下の方でも年貢の納入に同意した様子がうかがえる。こうした事例によって、御料所の年貢納入に際しては、波多野氏の助力が必要であったことが分かる。

天文十二年（一五四三）には茨木長隆が秀忠に対して、伊勢氏代官に年貢の皆済を行うよう命じている。もし難渋した場合は、中間衆によって譴責を加えるようにと述べている。<sup>(23)</sup> 具体的な場所は記されていないが、桐野河内などの御料所を指すと考えてよいであろう。また、史料は残っていないが、実際には秀忠が荒木清長に命令し、清長が中間衆を派遣したと想定される。この中間と先の譴責使は、イコールである可能性が高いといえよう。実際の桐野河内については、清長が把握していたのである。年未詳であるが、その事実を示す秀忠の書状が残っている。<sup>(24)</sup> 秀忠は熊崎村が桐野河内に含まれているかを清長に尋ねた際、清長から十一村の中に入っていると回答があった。秀忠はこのことを桐野河内の両公文に伝えているのである。<sup>(25)</sup> 以上のような事情を勘案すると、清長は現地支配を任ざれており、実質的な支配者であった可能性が高い。<sup>(26)</sup>

さらに、荒木清長は判物によって、替地を給与したことが知られている。<sup>(27)</sup> 清長は松井氏に対し、替地として日置村田祐寺分料足成（南丹市八木町日置）と青戸村畑分散在（南丹市八木町青戸）を与えている。この判物の内容を見ると、秀忠の意を奉じているような文言が見当たらない。その点を考慮すると、秀忠と清長との関係を考えるうえで興味深いものがある。実はこれより以前の大永八年（一五二八）六月、秀忠は松井氏に対して替地を与えているのである。<sup>(28)</sup> 後述するとおり、秀忠は在京することが度々あった。そうすると、重臣である清長は替地を差配する権限を与えられたと考えられるのである。



では、ほぼ同時期に出現する波多野秀長と荒木清長との間で、何らかの職権の分掌が行われていたのであるか。その辺りに関しては、関係する史料を欠くため、明らかにすることは困難である。しかし、この二人が秀忠の元で重職を担っていたのは、疑いないところである。同時に、秀忠と秀長・清長との間は強固な主従関係で結ばれておらず、秀長・清長が自立的な様相を見せながら、秀忠の配下にあつたことに注意を払うべきである。ところで、秀長に関する史料は乏しく、没年が明らかではない。次節で触れる秀親（秀長の子息）に早い段階で引き継がれたと考えられる。

### 三 郡代による支配をめぐって — 秀忠期を中心に —

丹波国内では、波多野秀長・荒木清長という二人の重臣層が領国内の支配機構の一端を担うとともに、波多野氏のもとで郡代を務めていたことが判明している。本節で触れるように、重臣である波多野秀親も郡代に補任されているのである。例えば、『親俊日記』天文十一年六月十一日条によると、御料所桐野河内が押領されている件につき、郡代以下に押領分を去り渡すよう命じている。ただ、この史料中には、郡代の実名が記されていない。桐野河内と記されていることから、当該郡代が船井郡代であることが判明する。そして、実際に船井郡代を補任した史料をいくつか確認することができる。次に、その初見史料を掲出する。

舟井郡々代職事申付候、守憲法旨専政道諸役令勤仕、可被全領知之状如件、

天文三

七月二日

(波多野秀親)<sup>(28)</sup>  
与兵衛尉殿

(波多野)  
秀忠(花押)

この史料は、紛れもなく秀忠が秀親を船井郡代職に補任したものである。秀親の系譜上の位置付けに関しては、

波多野氏の丹波国支配をめぐって

不明な点が多い。芦田註(4)論文では、秀忠の弟とするが確証はない。ただ少なくとも、波多野秀忠の弟もしくは有力な庶流であることは間違いないところであろう。<sup>(30)</sup>では、秀忠はいかなる立場において、秀親を郡代に補任したのであるか。今谷註(8)論文の「守護表の復原」に基づき、大永〜天文年間の丹波国守護・守護代・郡代を提示すると次のようになる。

①細川高国(大永五年四月〜享祿四年六月) — 守護代・内藤国貞

②細川晴元(天文元年九月〜天文二十一年一月) — 守護代・内藤国貞

③細川氏綱(天文二十一年三月) — 守護代・内藤国貞、松永長頼(内藤宗勝)、船井郡代・並河宗秀

この一覧表には郡代まで加えられているが、船井郡代である波多野秀親の名を確認することはできない。当該期において、守護制度そのものが有効であるか疑問であるが、『言継卿記』天文十三年六月二十三日条には「細川京兆(被)波多野備前守」とある。細川京兆が晴元を示し、波多野備前守が秀忠を示していることは間違いない。そして、その秀忠が「丹波守護」と認識されていたことに注意を払うべきであろう。つまり、日記の記主である山科言継からすれば、実質的に秀忠が丹波守護とみなされていたのである。ただ、波多野氏が純然たる守護と言い難いは事実である。それは、当該期における丹波国において、波多野氏が守護と同等の役割を担う権力者と認識され、便宜的に「丹波守護」という言葉が用いられていると考えるべきである。決して、波多野氏が室町幕府から丹波守護に任命されたことを意味しない。以下、もう少し秀親の行動を確認しておきたい。

桑田郡内御姫宮御領山内本所分・同崩下司分並關所分代官職、多紀郡之内糴井・龍安寺分等事、去年所々不知行為替地契約候、次駒鞍本所分代官職事、何モ有限公用□御沙汰、可全領地之状如件、

天文参

七月二日

(波多野)  
秀忠(花押)

(波多野秀親)<sup>(1)</sup>  
与兵衛尉殿

冒頭の姫宮は不明であるが、この史料によつて山内本所分(京丹波町)やその他の代官職等が去年不知行であつた分の替地として、秀親に与えられていることが判明する。また、駒鞍本所(位置不明)代官職に関しても、定められた公用の進上を沙汰することによつて認められた。この史料を見ると、秀親が郡代職を与えられた船井郡以外において、代官職を与えられたことも確認できる。以上の点から、秀親が桑田・多紀の両郡の土地に代官職を有し、郡代職を保持する船井郡以外にもさまざまな権益を持つていたと想定される。同時に、秀忠の権限が船井郡を含め桑田郡・多紀郡の両郡に及んでいることを確認することができるのである。

また、時期は不明であるものの、関連した史料を見出すことができる。年未詳であるが、波多野秀忠は丹波の在地領主である福井・富樽の二人に対して、書状で指示を行っている<sup>(2)</sup>。その内容によると、岡御所様領である崩・山内、龍安寺領、龍深寺領、龍奥寺領等の棟別を先規の例によつて免除すること、そして赤沢氏が知行する千原・山吉等についても免除することを通達している。史料中には「将又両郡三昧之事、同名与兵衛尉申付候間」とあり、両郡つまり桑田郡・船井郡の支配が波多野秀親に任されていたことが確認できる。その事實は、同じ史料の末尾の「委曲与兵衛尉可申候」という文言からも裏付けられよう。

郡代の支配には、多様な側面があるといつてよい。次に、関係する史料を掲出する。

八木森方今度内藤<sup>(3)</sup>一味候由候、然者彼跡職明所候間、在所衆可被引入候、於同心者可遣候、急度可被調候、

恐々謹言、

備前守

(波多野)  
秀忠(花押)

十月二日  
(波多野秀親)<sup>(3)</sup>  
与兵衛尉殿

史料冒頭の「八木森」に関しては、内藤氏の居城八木城に拠つた土豪の森氏を示すと考えられる。ちなみに森氏

は近江国佐々木氏の流れを汲むといわれ、現在の南丹市園部町黒田に所在する黒田城主であったという。残念ながら、丹波国八木氏に関しては知るところがない。つまり、秀忠は少なくとも森氏が内藤国貞と一味したため、その跡を明所とし、在所衆を引入れて味方になる者に、その地を与えるよう秀親に命じているのである。在所衆の実態に関しては不明であるが、船井郡に勢力を持つ在地領主層であると考えられる。このように、秀忠は敵対勢力の跡職を闕所地とし、それを明所として味方となる勢力に宛行うことができた。それを実行していたのが、郡代である秀親だったのである。

もう一つ類例を検討しておきたい。次に、史料を掲出する。

其之申次衆自然於別心者、彼知行分之事、可然仁軀以武略被引入可被遣候、随而令当知行分儀、能不有相違候、

恐々謹言、

(天文)

□□十五

十一月十四日

備前守

(波多野)

秀忠(花押)

(波多野秀親)  
与兵衛尉殿

進之候<sup>(34)</sup>

史料中の申次衆に関しては、室町幕府の職制を意味するのか、あるいは波多野氏配下の職制を意味するのかかわからない。しかし、丹波国で発せられたことを考慮すれば、後者の可能性が高いと言える。史料の内容は申次衆が別心を起こした場合、然るべき人を武略によって引入れ、当該申次衆の知行を与えるというものである。史料後段の当知行分に相違ないということは、新たに波多野方の味方に付いた者への対応を示している。この例にも見えるように、秀忠は敵対勢力の知行を取り上げ、味方となる勢力に宛行うことができた。それを実行していたのが、郡代の秀親だったのである。

では、波多野秀忠と細川晴元との関係は、いかなるものだったのであろうか。丹波国支配に着目して、考えてみたい。年末詳であるが、秀親は三条殿の知行する左手公事と青屋深原公用代官を秀忠から仰せ付けられた<sup>(35)</sup>。そして、公方（＝將軍）の下知、御屋形様（＝細川晴元）の下知を堅く守り、本所へ年貢を進納するように命じられている。当該期における丹波国では、將軍および細川氏権力を背景に支配が進められたが、この年貢進納が実際に行われたかを確認することができない。したがって、実際には秀忠による命令がどこまで浸透していたのか検討を要するところであるが、現実には困難が伴ったと考えられる。

天文十八年（一五四九）の江口の戦いの影響により、晴元は没落し足利義晴・義輝らとともに近江国坂本へ没落した。以後、晴元の影響力の低下は免れ得なかったのは、疑いないところであろう。こうした動き以前から、秀忠は晴元の配下でありながらも、丹波国三郡において自立化を徐々に成し遂げたといっても過言ではない。したがって、守護、守護代、郡代という言葉が使用されるが、それは必ずしも往時の室町幕府—守護体制における職制を意味するものではない。それは前代の職掌を便宜的に用いているに過ぎず、実際には波多野氏による実効支配が少しずつ展開していたことを示すのである。

#### 四 郡代による支配をめぐる ― 元秀期を中心に ―

長らく丹波国守護代として活動した秀忠であったが、天文十五年（一五四六）を境にして、史料から姿を消すことになる<sup>(36)</sup>。代わりに登場するのが、その子息と思しき元秀である。元秀の初見史料は、天文十六年（一五四七）のものである<sup>(37)</sup>。この頃から、秀忠の死もしくは引退によって、その跡を引き継いだと考えられる。そして、元秀のもとで引き続き秀親は、郡代として活動するのである。

天文十九年（一五五〇）七月、「上村東山立目儀」について、井出村と東加舎村（ともに亀岡市）で相論に及ん

だ。<sup>(38)</sup>このことを秀親に申し出たのは、丹波国大山荘地頭の系譜を引くと考えられる中沢正綱であった。続けて正綱は双方の申し分を聞いて糾明を遂げようとしたが、ちょうど戦乱が続いていることもあり、いかんもしいがたい状況に陥った。当初、正綱は東加舎を知行していたようであるが、後に秀親が知行している。そこで、正綱は今後相論に及んだ場合、秀親が東加舎の百姓に成敗を加えるとともに、その心得を上村百姓に堅く申し付けて欲しいと述べている。秀親は上村や東加舎を知行しており、同時に当該地域における裁定者となりうる立場にあったのである。また、元秀期における秀親に関しては、次の史料が注目されるところである。

当所安芸分事、如元与兵衛尉方へ返付之条、年貢・諸公事物等対彼代可令納所者也、謹言、

天文廿二

八月十三日

<sup>(波多野)</sup>  
元秀(花押)

野中・河北并藤<sup>(坂)</sup>

名主・百姓中<sup>(39)</sup>

野中・河北・藤坂は、いずれも現在の兵庫県篠山市内の地名である。史料冒頭の「安芸分」に関しては不明であるが、後述するとおり野中など三ヶ所の年貢・諸公事を本来受け取るべき立場にあつた者と考えられる。内容は、野中以下三ヶ所の安芸分について、元のように秀親に返付したので、年貢・諸公事などを秀親の代官に納所すべきことを同所の名主・百姓に伝えたものである。こうした例は野中・河北・藤坂の三ヶ所に止まらず、後川・味間・八上・村雲(いずれも篠山市内)に関しても同様の指示がなされているのである。果たしてこのことは、いったい何を意味するのか。

年末詳であるが、秀親に対する対馬守某の知行宛行状には「一、於多紀郡 知行壱所事」との記載がある。<sup>(40)</sup>この場合の「壱所」とは、多紀郡の一職支配であると考えてよいであろう。秀親は元秀から多紀郡内諸所の年貢・諸公

事を一括して徴収する権利を与えられることにより、多紀郡における一職支配を実現したと考えられるのである。したがって、この頃の秀親は秀忠期と比較して、多紀郡における支配をいつそう強めたと推測される。では、秀親の所領構成とは、どのようなようになっていたのであるのか。

秀親に関しては、その所領構成が判明する史料が残っている。ここでは関連史料に基づき、秀親の所領構成について考えてみたい。まず掲出するのは、次の史料である。

就行之儀、桑田・舟井(船)・多紀郡三郡之内当知行分并摂州知行代官職・与力・被官人等之事、如先々可有知行候、誠以不可有相違候、同新恩之事、以目録半分御袖判在之御書相副進候、万一於有指相之儀者、相当以替地可申合、然上者、彼行早々可被責事肝要候、如望塩伯我々以起請文申候条、可被請其意事専要候、恐々謹言、

天文廿一

孫四郎

十一月廿日

元秀(波多野)  
(花押)

次郎殿(波多野)

与兵衛尉殿(波多野秀親)

進之候(塩川國満)

この史料は、丹波国内の桑田・船井・多紀の三郡における当知行分および摂津国で知行する代官職・与力・被官人について、先のとおり知行を認められたものである。与力・被官人とは、波多野氏の軍事基盤を形成する存在であったと考えられる。「御袖判在之御書」とは、後述するとおり細川晴元が袖判を加えた知行目録のことである。

そして、万が一不都合が生じた場合は、替地を用意するとまで記されている。さらに秀親の要求によって、塩川國満と元秀の起請文が要求されたことが分かる。この頃、細川晴元は三好長慶の勢力に敗れ、若狭国武田氏のもとを頼っていた。史料冒頭の「行」とは、晴元が巻き返しを図るべく、波多野氏ら諸勢力に助力を要請したもので

あろう。秀親は協力の見返りとして、当知行の確実な安堵を要求しているのである。つまり、秀親は丹波国内で強力な存在であったことを確認することができる。

この史料に関しては、複数の起請文が添付されている。まず、塩川国満・波多野元秀の起請文である。<sup>43</sup>内容は「今度行之儀」について、申し合わせたとおり相違なきことを誓約したものである。いうまでもなく、丹波国三郡を支配している秀親、そして摂津国能勢郡に実効支配を展開した塩川氏の起請文は、知行地確保のために必要なものであった。あわせて、元秀単独の起請文も準備されたことを確認できる。<sup>44</sup>この起請文中には知行地安堵の文言の他に、「万一同名親類当家中面々雖被申詰候、一切見放申間敷候」という文言が含まれている。つまり、知行地安堵とは別次元である、波多野氏の同族間結合の保証を行っているのである。実際、晴元・元秀と秀親の間を取り持ったのは、国満であった。<sup>45</sup>

次に、晴元が袖判を加えた、元秀の知行目録を確認しておきたい。

〔史料2〕

(細川晴元)  
(花押)

- 一、秋庭知行分之事、
- 一、さいき之庄之内はいとうし分之事、
- 一、篠村皆一職之事、
- 一、西かや皆一職之事、  
(加倉)
- 一、八木島皆一職之事、
- 一、川崎皆一職之事、
- 一、西岡桂中大路大蔵跡職之事、

但赤沢方知行分・近藤満介知行分是ヲ除、  
但奥州知行分除之、



一、下京日野殿御地子代官職之事、

一、八田宝鏡寺殿御領代官職之事、 但御公用者、仍先規可有取沙汰事、

以上

天文廿一年十一月十四日

(波多野)  
元秀(花押)

波多野与兵衛尉殿<sup>(46)</sup>

この史料は、註(41)に記された細川晴元の「御袖判」を示している。史料冒頭の「秋庭知行分」とは、細川氏の有力被官人である秋庭氏のことを示している<sup>(47)</sup>。佐伯荘から川崎までは、すべて丹波国内の地域をあらわしている。とりわけ注目されるのは、篠村から川崎において「一職」という文言が見られることである。つまり、この四ヶ所においては一職による支配が実現していたのであるが、八木島や川崎に見られるように、他の知行分が混在することもあった。この他、秀親が与えられたのは、跡職や代官職など多岐に渡るものであったことを確認できる。このように秀親は多種多様な形で知行地を確保していたが、なお元秀の上級権力である晴元を必要としていたことが興味深い。先述のとおり、この頃の晴元が没落していたにも関わらずである。おそらく、その理由は元秀の権限が及ばない、山城国内の知行地が含まれているからであろう。

実はこの三年前、秀親は宇津荘(京都市右京区)に勢力を保持する宇津氏から知行を与えられている<sup>(48)</sup>。この中には、註(46)に示した「八木嶋地頭分」<sup>(49)</sup>などを含め、多くの知行地が書き留められている。この知行地のうちには、井上氏の闕所地も含められていた。秀親は当年の知行を「用捨」し、次の年から井上衆知行のうち百石などを与えられることになった。ただ、ここでは「兼対(帯)」という言葉が使われている。「兼対(帯)」とは複数の職を兼ねるという意味であるが、この場合は宇津氏が元秀に申し入れていることから、必ずしも秀親が元秀のもとで元的につながついていなかったことを意味している。

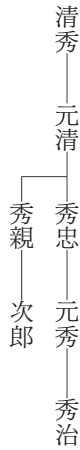
例えば、年末詳ながら秀親は能瀬頼次に代わり、塩川国満から能瀬郡山内村西郷の地を与えられている<sup>(50)</sup>。その理由は、国満と秀親が入魂であるからであった<sup>(51)</sup>。ちなみに西郷の地は、かつて諸侍が細川晴元に叛旗を翻し、各諸職などを没収された地である<sup>(52)</sup>。その際、秀親は晴元の御料所となった西郷の地の三分の一を仰せ付けられている。史料の末尾には「其外相談塩川伯耆守」と記されており、塩川氏の影響が大きかったと言える。そのような経緯を勘案すれば、そもそも西郷の地は秀親に与えられたものであったことを確認できる。

秀親が連携したのは、摂津国塩川氏だけではなかった。永禄二年（一五五九）十二月、内藤宗勝は波多野次郎（秀親子息）の八上法光寺における合戦の軍功に対し、「酒井内初田半分<sup>(53)</sup>」を与えている。内藤宗勝は松永久秀の弟長頼のことで、この頃内藤氏の名跡を継いで、八木城主となっていた。そして、同日に秀親と次郎は宗勝から知行宛行を受けているのである<sup>(54)</sup>。秀親と次郎は、親子とみなしてよいであろう。これまで、秀親は細川晴元に従い、三好長慶の勢力に対抗してきた。しかし、この段階においては、三好氏に従っていたと考えてほぼ間違いない。福島註<sup>(5)</sup>論文でも指摘されているように、主家である細川氏の衰退とともに、秀親は本家である元秀からも自立的な様相を呈していたのである。

また、秀親の知行地安堵には、当該地域で実効支配をする領主の保証が必要であった。秀親は、細川氏・波多野氏本家の保証を得ながらも、当該地域における有力者の宇津氏・塩川氏らの二重・三重の保証を欲したのである。これは言うならば、丹波・摂津における一種の安全保障体制と言うべきものであり、複雑な政治情勢の中から生み出されたものと考えることができる。それは丹波国内に止まらず、摂津国まで広がった領主間連合と捉えてもよい。そして、波多野秀親は本家の重臣・郡代という地位にありながらも、本家や細川氏から相対的に自立した存在となつて行くのである。

## 五 おわりに

これまで述べてきた点をまとめる前に、いつくかの先行研究を参考にして、波多野氏の系譜関係について触れておきたい。これまで、波多野氏の系譜に関しては、通常の系譜類の他に『国史大辞典』第一一卷（吉川弘文館）の「波多野氏」の項目（野口実執筆）、芦田註（4）論文があるが、野口氏の掲出したものは一次史料を十分に踏まえておらず、妥当性に欠けるところである。このうち芦田註（4）論文は諸史料に基づき、波多野氏系譜を次のように推定している（香西氏、柳本氏の部分を除いた）。



年代的にもおおむね妥当なものであるが、福島註（4）論文では次のような指摘が行われている。つまり、①波多野氏には別系統の家があり、丹波国桑田郡周辺に勢力基盤があったこと、②清秀以下の惣領家とは別系統の秀長、秀親、次郎などの人物が見える、という点である。そして、別系統の波多野氏は基本的に惣領家に従う存在であったが、次第に独立した勢力になりつつあったと指摘を行っている。筆者も同意見であり、そうなるとう先(5)の芦田註（4）論文による波多野氏系譜は、見直す必要があると考える。秀親を秀忠の弟とするのも決め手となる史料に欠けるところであることから、むしろ秀忠とは切り離し、別個に秀長——秀親——次郎という家系を想定すべきであると考える<sup>(5)</sup>。秀長以降の家系については、仮に郡代家と呼ぶことにしたい。

最後に、本稿における結論を述べておきたいと思う。

古野註（9）論文・著作によると、天文十八年（一五四九）の江口の合戦で三好長慶は細川晴元を破り、將軍足利義輝を追放することによって、室町幕府—守護体制などを背景とせず権力化を遂げたという。それまで、細川氏

権力は単独で幕府運営を支える「後期幕府―守護体制」の担い手であり、それを可能としたのは「京兆家―内衆体制」であつたと指摘する。「京兆家―内衆体制」とは、細川氏の同族連合を強化するため、一族内に内衆が横断的に配置され、内衆が守護代や代官等の諸機能を担うことにより、各分国を有機的に結合・編成する支配システムのことである<sup>(56)</sup>。本稿で取り上げた波多野氏も、この一環に組み込まれていたという。

応仁の乱以降、將軍権力が弱体化を露呈したため、本来任命権を持つ守護職について、必ずしも自由に任免できたわけではない。したがって、形式的な守護（將軍から任命された守護）と実質的な統治者が異なっている例は、いくつも見られるところである<sup>(57)</sup>。それゆえ、天文年間に関しては、誰が守護職を務め、誰が守護代であつたかは、さほど意味がないように思える。例えば、本稿でも波多野氏が守護または郡代であるという史料を紹介しているが、それは当事者が便宜的に用いたものであり、厳密な意味での守護職や郡代職を意味するものではない。こうした名称が使用されたことにより、幕府―守護―守護代―郡代という統治メカニズムが残っていると考えるのは、実態に即していないと指摘できる。

それは、内藤氏の事例でも確認することができる。次に、史料を掲出することにした。

勝林嶋之内芝入道跡職之事、大西弥四郎ニ申付候、年貢・諸公事物等、急度可其沙汰者也、仍状如件、

永正十七

九月廿日

<sup>(内藤)</sup>  
國貞（花押）

芝分

名主百姓中<sup>(58)</sup>

當社神領押妨之輩之事、言語道断次第也、所詮、如先々為可加催促、上使差遣上者、堅可令鑿責之状如件、

永正十八

七月十八日

出雲社

神方中<sup>(59)</sup>

(内藤)  
貞正(花押)

このように内藤氏は判物を発給し、永正末年から跡職の付与や上使の派遣を行うなど自立的な様相を呈していたのである。これまで検討を加えたように、天文年間の前後から波多野氏が判物を発給し、知行安堵を行うなど丹波国三郡(桑田・船井・多紀)で地域権力化を成し遂げたことは明白な事実である。その中で、郡代家は塩川、内藤宇津の各氏から知行安堵を受けており、主家から自立的な様相を見せている。したがって、少なくとも天文初年の段階において、波多野氏は細川氏の枠組みを離脱し、自立した権力体としての歩みを始めたといっても、決して過言ではないのである。

とはいえ、一方で波多野氏は細川氏を頼るような一面を見せていたのも事実である。しかし、既に述べたとおり、波多野氏は当初晴元に敵対する晴国に味方するなど、一貫した態度を取っていなかった。晴元から波多野氏に伝えられる命令も、御料所での押領を止めるよう伝えるようなものが多く、それは幕府などの意思を代弁したものに偏っている。ときには、波多野氏が知行安堵状に晴元の袖判を求めるともあったが、それは当該地域(山城国内)に影響力を持つ細川氏の地位に影響するからであった。したがって、細川氏と波多野氏の両者は、いわば強固な主従関係によって結ばれているのではないのである。

波多野氏の細川氏からの相対的自立は、晴元の没落を待つまでもなく、早期の段階において実現していたと考えられる。そして、丹波国内では、内藤、宇津などの勢力が台頭しており、彼らとの協調も必要であった。このような点を考慮すれば、丹波国内の情勢は在地領主の持つ固有の権力構造に配慮しながら進めることが重要であり、必

ずしも室町幕府―守護体制の視角が有効であると言い難いと考える。同時に、京兆家―内衆体制に関しても、各時代の細川氏権力の段階差を踏まえて再検討する必要がある。

本文でも触れたとおり、波多野氏は丹波国内（あるいは摂津国）の諸勢力と糾合し、自身の支配領域以外の地域での知行地確保に動いている。こうした動きは、丹波国内などにおける領主間連合と捉えることも可能であろう。特に天文年間以降、京都を中心とした抗争が激化していく中で、知行地の保全是不可欠な命題であった。たしかに史料上では、「守護」「守護代」「郡代」などの表記が散見するが、それはそのまま「守護」「守護代」「郡代」の存在を意味するものではない。上級権力との緩やかな関係と在地領主間の結合というべきものが、当該期における丹波国の領主権力の特長を物語っているのである。

## 註

- (1) 八上城の保存問題に関しては数多くの論稿があるが、本稿の主題と外れるので割愛したい。
- (2) 八上城研究会編『戦国・織豊期城郭論―丹波国八上城遺跡群に関する総合研究―』（和泉書院、二〇〇〇）。なお、同書の関係史料集から史料を引用する場合は、「〇〇〇文書」「〇〇〇号（『総合研究』）」と表記する。
- (3) 藤井善布「八上城址と波多野氏」（『兵庫史学』六五号、一九七四）。
- (4) 芦田岩男「丹波波多野氏の勢力拡大過程」（『兵庫県の歴史』二六号、一九九〇）、同「中世の丹南」（『丹南町史』上、第三編第四章、一九九二）、福島克彦「史料研究」丹波波多野氏の基礎的研究（上・下）」（『歴史と神
- 戸』二一六・二一九号、一九九九・二〇〇〇）。なお、芦田論文は『丹波史』四号（一九八四）に掲載された同タイトルの論文を改稿・増補したものである。
- (5) 福島論文は各人物ごとに文書を整理しており、当該人物の生没年が不明であっても、活動した期間が分かり大変有益である。なお、本稿が取り上げる期間の波多野氏は、細川晴元に従っていた。細川晴元については、吉井功児「細川晴元・昭元父子に関する若干の基礎的考察―任官・改名時期や、右京大夫“などの検討を中心に―」（『ヒストリア』二二〇号、一九八八）を参照。
- (5) 森田恭二「丹波守護代波多野氏研究序説」（『人間文化学部研究年報』四号、二〇〇二）。なお、同『戦国期歴代細川氏の研究』（和泉書院、一九九四）においても、

波多野氏について論じている。

(6) 中村由美「波多野氏と禁裏料所丹波上村庄」、同「丹波波多野氏の勃興」(『丹波』三号、二〇〇二)。

(7) 中西裕樹「室町・戦国期の榎井氏について―丹波波多野氏被官小考―」(『丹波』七号、二〇〇五)。

(8) 岡光夫「封建村落の研究」(有斐閣、一九六三)、今谷明「室町・戦国期の丹波守護と土豪」(同「守護領国支配機構の研究」法政大学出版局、一九八六)、高橋成計「三好氏の丹波侵攻と波多野兵衛尉について―天文二十二年九月の丹波侵攻とその城郭を素材として―」(『丹波』創刊号、一九九九)、細見末雄「波多野氏の系譜と興亡」(同「丹波史を探る」神戸新聞総合出版センター、一九八八)。今谷論文の初出は、亀岡市教育委員会編刊『丹波笑路城発掘調査報告書』(一九七八)。今谷論文は、丹波国の歴代守護、守護代、郡代の確定に力が注がれている。細見論文は一般向けのものであり、波多野氏の流れを平易に記している。

また、湯山学『波多野氏と波多野庄―興亡の歴史をたどる―』(夢工房、一九九六)は、波多野氏の来歴をたどるうえで貴重な研究となっている。その中では、波多野氏が越前波多野氏の系譜を引く室町幕府奉行人の系統と丹波で活動した系統と二つの系統に分かれていたなど、重要な指摘を行っている。

(9) 古野貢「室町幕府―守護体制下の分国支配構造―細川京兆家分国丹波国を事例に―」(『市大日本史』一二号、二〇一〇)。古野による細川氏の評価をめぐっては、同

『中世後期細川氏の権力構造』(吉川弘文館、二〇〇八)を参照。その画期に関しては、天文三年(一五三四)に波多野秀忠が波多野秀親を船井郡代職に補任したことを指摘している。

(10) 天文二年一月十一日波多野秀忠判物(『雨森善四郎氏所蔵文書』二号『総合研究』)。この史料に関して「総合研究」では、「恐々謹言」という書正文言から文書名を「書状」としている。しかし、内容は権利付与に関するものであり、私的内容を弁ずる「書状」という文書名は不適切と考える。以下、文書名に関しては、同様の観点から判物と改めたものがある。

波多野氏の文書形式は、近江国浅井氏の発給文書と様式が酷似している。浅井氏の発給文書は波多野氏と同じく名字(あるいは名字と官途)と年号(付年号)を記載しており、書正文言が「恐々謹言」となっている。宮島敬一は以上の指摘を踏まえ、「浅井氏は書状を基幹文書とするために、新たな書式(付年号・名字の署名)を生み出した」と指摘する。つまり、浅井氏はいわゆる書状形式によって、安堵、知行宛行、裁許、軍勢催促など権力の基幹的な用途に当てているのである。筆者も宮島氏と同感であり、波多野氏もまた浅井氏と同じようにみなしてよいと考える。詳細については、宮島敬一「浅井長

- 政の印判状と浅井氏発給文書」(有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』岩田書院、二〇〇六)を参照。
- (11) 年未詳五月十日波多野秀忠判物(「雨森善四郎氏所蔵文書」一号『総合研究』)。
- (12) (天文二年)十一月十六日波多野秀長書状(「小畠文書」一号『総合研究』)。同史料中に「御同名中并御被官人」とあることから、小畠氏は同名衆を結成し、配下に被官人を擁する領主であったことが判明する。小畠氏に関して、中西裕樹「戦国期・延徳年間における小畠氏の動向―『北野社家日記』を通じて―」(『丹波』三号、二〇〇二)を参照。
- なお、(天文二年)六月二十一日波多野秀忠書状(「離宮八幡宮文書」二号『総合研究』)にも、波多野秀長が奏者になっている例を見出すことができる。史料中に「御屋形様」という文言があることから、秀忠が細川晴国の配下であったことがわかる。
- (13) 年未詳二月十九日波多野秀長判物(「雨森善四郎氏所蔵文書」四号『総合研究』)。後述するとおり、年未詳二月十九日波多野秀長判物(「雨森善四郎氏所蔵文書」六号『総合研究』)によって、長尾氏に勝林嶋も与えられた。
- (14) 年未詳十月二十九日細川晴国感状(「雨森善四郎氏所蔵文書」八号『総合研究』)。
- (15) 年未詳八月十一日波多野秀長書状(「雨森善四郎氏所蔵文書」九号『総合研究』)。
- (16) 年未詳五月六日波多野秀忠内書(「片山家文書」一号『総合研究』)。なお、内書と副状に関しては、拙稿「戦国期山名氏の内書と副状」(同『中世後期山名氏の研究』日本史料研究会、二〇〇九)を参照。原題・初出は「戦国期における内書と副状―但馬国山名氏の事例を中心に―」(『皇學館論叢』二四六号、二〇〇七)。
- (17) 片山氏に関しては、藤木久志・小林一岳編『山間荘園の地頭と村落―丹波国和知荘を歩く―』(岩田書院、二〇〇七)所収の以下の研究がある。小林一岳「和知荘と地頭片山氏 片山文書の世界」、蔵持重裕「和知荘における下地中分と地頭片山氏」、黒田基樹「室町く戦国期の和知荘と片山氏」、窪田涼子「片山氏と村落 和知下荘の百姓と片山氏」。
- (18) 年未詳五月七日荒木清長副状写(「片山家文書」二号『総合研究』)。
- (19) 天文十年五月十三日茨木長隆奉書案(「蜷川家文書」三号『総合研究』)。なお、この史料は「幕府料所丹波河野内・美濃田保文書案」と題し、三通の文書を収めている(うち二通は本文省略)。「総合研究」では、二通目の史料の宛名を「茨木新兵衛尉」とするが、「荒木新兵衛尉」の誤記である。「大日本古文書 蜷川家文書之三」五四八号を参照。
- (20) 桐野河内に関しては、一倉喜好「丹波国桐野河内における室町幕府権力の失墜」(『日本歴史』一三二号、一九五九)を参照。なお、波多野氏・荒木氏と桐野河内と関わる初見史料は、天文五年十二月三日荒木清長打渡状案(「蜷川家文書」一号『総合研究』)である。この史料に



よると、清長は秀忠の遵行状の旨に任せ、桐野河内を伊勢兵庫助代に引き渡すことを同所の名主百姓に伝えてゐる。この史料をもつて、古野註(9)論文では「この遵行行為は、細川京兆家を継承し、丹波守護でもあった晴元の守護権に属している」と指摘したうえで、波多野氏が細川氏の守護権に属している側面と自立して地域支配を行う側面を一つの特長と捉えている。

ところで、桐野河内は室町幕府の御料所であり、幕府がその保護を行うのは当然のことであった。当時、晴元は管領の地位にあることから、丹波国守護というよりも管領として波多野氏に命令を伝えた可能性が高いのではないか。当該期において、細川氏が丹波国に実効支配を展開しえたとは考えにくく、むしろ管領の立場として種々指示を出していると考えの方が理解しやすいのではないか。

(21) 年末詳五月十九日細川晴元内書案、年末詳五月十九日古津元幸副状案(「蜷川家文書」九・一〇号『総合研究』)。

(22) 年末詳六月二十三日蜷川親俊書状案(「蜷川家文書」一一号『総合研究』)。

(23) 天文十二年二月二十一日茨木長隆奉書案(「蜷川家文書」一二号『総合研究』)。なお、戦国期の中間衆については、近年次のように整理が行われている。

①中間は名字を持たず、百姓出身と譜代の奉公人に大別される。身分的には、名字を帯する「被官」と隸属性の強い「下人」との間に位置する(菊地浩幸「戦国期

人返法の一性格」(『歴史評論』五二三号、一九九三)。

②軍隊の大半を占める雑兵は、①主人とともに戦う「侍」(卒者、若党、足軽など)、③戦場で主人を助け「下人」(中間、小者、あらしこなど)、④村から駆り出されて物資を運搬する「百姓」(夫、夫丸など)に分類される(藤木久志)。また、中間は本来非戦闘員であるが、状況に応じて戦闘に加わる場合もあった(荒垣恒明「戦場における傭兵」(藤木久志他編『定本・北条氏康』高志書院、二〇〇四)。

③中間には有徳人としての一面があり、商業活動にも関与した。また、年貢納入の催促、告発された隠田の引渡しや訴人としての増分の摘発、境絵図の作成などを行った(阿部浩一「戦国期の中間について―流通・村落とのかかわりから―」(『戦国史研究』五〇号、二〇〇五)。

この中で阿部は、中間が在地から輩出される多様な人材を確保・利用するうえで有効なシステムであることを指摘し、権力の末端機構として機能する中間衆の存在を高く評価している。波多野氏の中間衆については、関係史料が少ないため即断できないが、領主の強制執行の使者として大名権力の末端に位置し、有効に機能したのではないかと推測される。

(24) 年末詳五月二十三日波多野秀忠書状案(「蜷川家文書」七号『総合研究』)。

(25) 両公文である高屋忠清らは、この回答を受けて河村彦

左衛門尉にその旨を報告している。年未詳五月二十五日桐野河内公文某教心・高屋忠清連署書状（「蜷川家文書」八号『総合研究』）。

(26) 例えば、天文四年八月十一日室町幕府奉行入奉書

（「土佐家文書」五号『総合研究』）によると、秀忠は土佐氏の子紀郡大芋社領を押領しており、早く土佐氏の代官に沙汰をさせるように命じられている。同時に天文四年八月十一日室町幕府奉行入奉書（「土佐家文書」四号『総合研究』）によって、荒木清長に同趣旨のことが命じられている。当時、秀忠は在京していた可能性が高く、それゆえに現地支配を担っている清長に命令がなされたと考ええる。

(27) 年未詳九月六日荒木清長判物写（「能勢文書」三四号『総合研究』）。この史料は年未詳であるが、「新兵衛尉」と署名されている。註(15)史料は「山城守」と署名しているもので、少なくとも天文五年十一月以前に発給されたものと考えられる。なお、「能勢文書」は、以下もすべて水府明德会彰考館徳川博物館所蔵分である。

(28) 大永八年六月二十四日波多野秀忠判物写（「能勢文書」一号『総合研究』）。

(29) 天文三年七月二日波多野秀忠判物写（「能勢文書」三号『総合研究』）。

(30) 『言繼脚記』天文十三年十月十六日条には、「波多野（波多野秀親）（波多野秀親）文」兄真如堂之蓮光院」という記事がある。つまり秀親の兄は真如堂（京都市左京区）で出家して蓮光院と名乗っていたことがわかる。

そうなると、秀忠の兄弟というよりも有力な庶流と考えられる方が妥当な印象を受ける。

(31) 天文三年七月二日波多野秀忠判物写（「能勢文書」三号『総合研究』）。

(32) 年未詳八月二十三日波多野秀忠書状写（「能勢文書」一五号『総合研究』）。

(33) 年未詳十月二日波多野秀忠書状写（「能勢文書」一七号『総合研究』）。なお、内藤國貞は天文二十二年（一五五三）に没しているので、それ以前の史料である。

(34) 天文十五年十一月十四日波多野秀忠書状写（「能勢文書」一九号『総合研究』）。

(35) 年未詳八月二日波多野秀忠判物写（「能勢文書」一四号『総合研究』）。

(36) 註(34)天文十五年十一月十四日波多野秀忠書状写。

『御湯殿上日記』天文十七年八月四日条には、波多野氏の代替わりの御礼の記事が見え、この日以前に代替わりがあったことを示している。

(37) （天文十六年）閏七月十五日波多野元秀感状写（「波多野文書」一四号『総合研究』）。なお、「波多野家文書」は、以下もすべて内閣文庫所蔵「諸家文書纂」所収分である。

(38) 天文十九年七月七日中沢正綱書状（「数井卓雄氏所蔵文書」一号『総合研究』）。

(39) 天文二十二年八月十三日波多野元秀判物写（「能勢文書」二二号『総合研究』）。後述する後川・味間・八上・村雲については、「能勢文書」二三～二六号（『総合研

究」を参照。

- (40) 年未詳十二月十六日対馬守某知行宛行状写（『能勢文書』三三号『総合研究』）。
- (41) 天文二十一年十一月二十日波多野元秀判物写（『波多野文書』一号『総合研究』）。
- (42) 塩川氏については、拙稿「摂津国人塩川氏に関する一考察」（『市史研究紀要たからづか』一二号、二〇〇五）を参照。
- (43) 天文二十一年十一月二十日塩川国満・波多野元秀連署起請文写（『波多野文書』一号『総合研究』）。
- (44) 天文二十一年十一月二十日波多野元秀起請文写（『波多野文書』五号『総合研究』）。
- (45) 天文二十一年十一月二十三日塩川国満書状写（『波多野文書』三号『総合研究』）。
- (46) 天文二十一年十一月十四日細川晴元袖判波多野元秀知行目録写（『波多野文書』六号『総合研究』）。この事実に関しては、天文二十一年十一月十四日細川晴元判物写（『波多野家文書』一九号『総合研究』）に「然者以目録望之在所申付候、并波多野孫四郎契約知行等不可有相違候」とあることから裏付けられる。
- (47) 秋庭氏に関しては、横尾国和「細川政元政権評定衆と秋庭氏」（米原正義先生古希記念論文集刊行会編『戦国織豊期の政治と文化』続群書類従完成会、一九九三）を参照。
- (48) 天文十八年十月二十七日宇津秀信・同元朝知行目録写（『能勢文書』二七号『総合研究』）。宇津氏に関しては、
- (49) 山村安郎「宇津氏の違乱と滅亡前の山国庄―『御湯殿上日記』に見る―」（『丹波』八号、二〇〇六）、柴崎啓太「宇津氏の動向と鳥居家文書」（坂田聡編『禁裏領山国荘』高志書院、二〇〇九）を参照。
- (50) 年未詳九月九日塩川国満判物写（『能勢文書』三〇号『総合研究』）。
- (51) 年未詳九月二十二日塩川国満書状写（『能勢文書』三一号『総合研究』）。
- (52) 天文十四年十二月十三日細川晴元奉行人奉書写（『波多野家文書』七号『総合研究』）。
- (53) 永禄二年十二月十一日内藤宗勝感状写（『波多野家文書』一〇号『総合研究』）。内藤氏に関しては、横尾国和「細川氏内衆内藤氏の動向」（『國學院雑誌』八九巻一号、一九八七）を参照。
- (54) 永禄二年十二月十一日内藤宗勝知行宛行状写（『波多野家文書』一号『総合研究』）。
- (55) 秀親と次郎が親子関係であったことは、次郎に宛てた年未詳二月十四日波多野秀治判物写（『波多野家文書』一二号『総合研究』）に「桑田郡上村之事、父秀親如時可有知行候」とあることから判明する。加えて、この史料から、次郎が再び波多野惣領家に従ったことを確認できる。
- (56) 細川同族連合体制に関しては、小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、一九八〇）、末柄豊「細川

氏の同族連合体の解体と畿内領国化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二)、山下知之「細川氏同族連合体制についての一考察」(『四国中世史研究』一四号、二〇〇〇)を参照。

(57) この点に関しては、「戦国期の守護職について」(戦国史研究会、於・大正大学巢鴨校舎、二〇一〇年三月十三日)で口頭報告を行った。こうした事例は、さしあつ

て越前国の斯波氏と朝倉氏の例を挙げておきたい。応仁の乱以降、越前国守護は斯波氏であったが、現実には統治を行っていたのは朝倉氏である。

(58) 永正十七年九月二十日内藤国貞判物(「雨森善四郎所蔵文書」『大日本史料』九編之十二)。

(59) 永正十八年七月十八日内藤貞正判物(「出雲神社文書」『大日本史料』九編之十三)。